

大幅な物価上昇に対応するための最低賃金大幅引上げの断行及び実効的中小企業支援を求める会長声明

- 1 厚生労働大臣は、本年7月中に、中央最低賃金審議会に対し、2022年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を行い、同審議会から、答申が行われる見込みである。

近時、資源価格の高騰やロシアのウクライナ侵攻後の円安等により、物価が急激に上昇している。総務省が今年5月20日に発表した、2022年4月の全国消費者物価指数においては、コアCPI（生鮮食品を除いた消費者物価指数）が前年同月比で2.1パーセントの上昇を記録した。これは、消費税率引上げの影響による物価上昇が起こった2015年3月以来、約7年振りのことである。しかも、この物価上昇をもたらした主要因は、エネルギーや食料品（生鮮食品以外）の価格上昇であり、このことは、労働者の生活を直撃し、甚大な悪影響を及ぼしている。こうした労働者層の生活水準の維持のためには、最低賃金の大幅な引き上げが必須である。

最低賃金額について、フランスでは、2021年1月に10.25ユーロに引き上げられたが、さらに同年10月から10.48ユーロに、2022年5月から10.85ユーロに引き上げられた（1年4ヶ月で約6パーセントの引き上げ）。ドイツでは、2021年7月に9.60ユーロに引き上げられたが、2022年1月に9.82ユーロとなり、同年7月に10.45ユーロへ引上げとなる（1年で約9パーセントの引き上げ）。ドイツの最低賃金は、2022年10月には、さらに12ユーロにまで引き上げられる予定である。イギリスでも、2021年4月から23歳以上の労働者の最低賃金が8.91ポンドに引き上げられたが、さらに2022年4月から9.5ポンドに引き上げられた（1年で約7パーセントの引き上げ）。韓国では、2021年1月に8720ウォンに引き上げられたが、2022年1月から9160ウォンに引き上げられた（1年で約5パーセントの引き上げ）。このように多くの国で、最低賃金の大幅引上げが実現しており、我が国でも2022年において大幅引上げが必要である。

近時の急激な物価上昇に対応するために、本年度は、前例にとらわれない大胆な最低賃金引上げを行うべきである。具体的には、地域間格差の縮小を図りつつ、現在全国加重平均930円である最低賃金を、ただちに1000円以上に引き上げるべきである（約7.5パーセント以上の引き上げに相当する）。全国加重平均1000円という水準は、2022年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022（いわゆる骨太方針2022）」においても「できる限り早期に」実現すべきものとして掲げられている目標であり、今般の社会情勢下において、その現実化を躊躇すべき理由はどこにもない。

- 2 今般、新型コロナウイルスの感染拡大や、燃料価格等の高騰に伴い、中小企業を中心として大きな負担が生じている。最低賃金の大胆な引上げを行う以上、これと合わせて、賃金額を引き上げる企業に対する適切な助成がなされなければならない。

国は、すみやかに現行の「業務改善助成金」制度を改善し、賃金水準の改善を行う企

業に対する実効的な支援を実施すべきである。具体的には、①同助成金の申請に際して策定が求められる賃金引上計画について、引上予定額の幅の下限を引き下げること、②業務改善計画の策定を必須とせず、賃金引上計画のみによる助成を可能とすること、③同助成金の要件から生産性要件を撤廃し、一律助成とすること、④定型フォームを用いたウェブによる申請を可能にすると共に、当局に専用の電話相談窓口を設置すること、という改善を行うべきである。

現行の「業務改善助成金」制度については、従来からその使い勝手の悪さ・利用率の低さが指摘されてきたところであるが、この制度は、最低賃金の引上げの実効化に直結する重要な制度である。ゆえに、持続化給付金や家賃支援給付金の例を参考として、その要件及び手続の簡素化と相談窓口の充実を図るべきである。

- 3 以上から、当会は、政府に対し、最低賃金額を直ちに全国加重平均1000円以上とすることを求めるとともに、実効性ある中小企業支援策の策定、実施を求めるものである。

2022年（令和4年）7月22日

千葉県弁護士会

会長 篠崎 純